

令和元年度 特別会計決算

【特別会計とは、一般会計とは別の会計で、特定の事業目的に使われる会計のことです】

		歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計		3 億 6, 570 万円	3 億 6, 550 万円	20 万円
後期高齢者医療特別会計		4, 528 万円	4, 528 万円	0 万円
介護保険特別会計		3 億 1, 394 万円	3 億 845 万円	549 万円
農業集落排水事業特別会計		9, 557 万円	9, 332 万円	225 万円
簡易水道事業会計	収益的収支	5, 870 万円	6, 612 万円	※ 1 ▲ 742 万円
	資本的収支	151 万円	1, 495 万円	※ 2 ▲ 1, 344 万円

※ 1 収益的収支は 742 万円の損失となり、前年度からの繰越欠損金 6, 007 万円とあわせた 6, 749 万円を当年度未処理欠損金として翌年度に繰り越しています。

※ 2 資本的収支の不足額 1, 344 万円は、水道会計の資金（留保資金）などで補いました。なお、実際には支出されない減価償却費を歳出に計上しているため、実質的な収支不足はありません。

まちの借金と貯金 <令和元年度末現在>

◆ 借金残高は 3 9 億 8, 700 万円です。

10 年前と比較すると 7 億 5, 713 万円減少しています。

解説 なぜ借金をするの？

道路や公共施設を建設するときは、一時的に多額の資金が必要となるため、国や金融機関からお金を借りて事業を行っています。

なお、この借金には、公共施設などが長年にわたって住民に利用されることから、世代間で公平に負担する意味合いが含まれています。

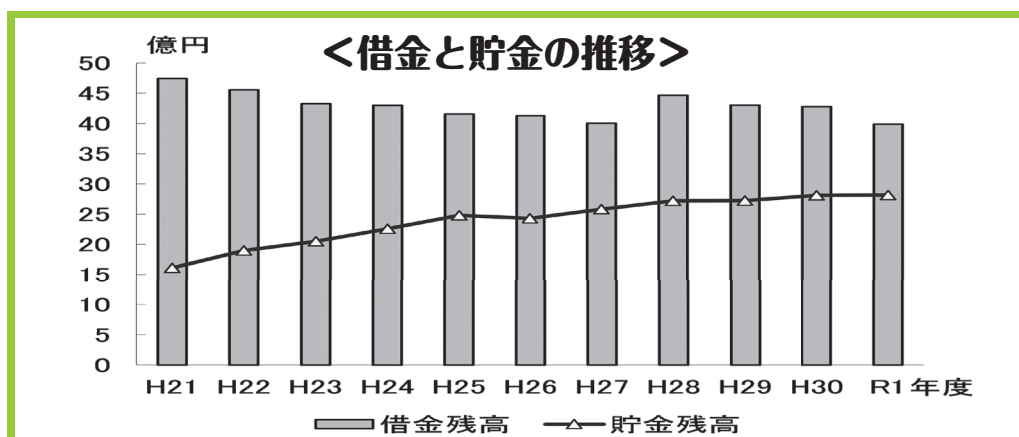
◆ 貯金残高は 2 8 億 1, 595 万円です。

10 年前と比較すると 12 億 525 万円増加しています。

解説 なぜ貯金をしているの？

大型事業を実施する場合や、収入が足りない場合に備えて貯金をしています。

町には、借金返済や不慮の災害に備えるためなど、目的ごとに 13 種類の貯金があります。



健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、まちの財政破たんを未然に防ぐため、財政の健全性を表す指標です。各比率が早期健全化基準を超えると自主的な改善努力を行わなければならない、さらに一定の基準を超えると財政再生団体に転落します。

本町の指標は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態といえます。

指 標 【内 容】	秩父別町の 健全化判断 比率 (令和元年度決算)	早期健全化 基準	解 説
1 実 質 赤 字 比 率 【一般会計の赤字の割合】	—	15.0%	「実質赤字比率」は、福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計について、どのくらい赤字が出ているかを見るものです。令和元年度決算では、一般会計は赤字ではなかったことから、実質赤字比率は「なし」となっています。
2 連結実質赤字比率 【一般会計に特別会計、企業会計を含めた全会計の赤字の割合】	—	20.0%	「連結実質赤字比率」は、一般会計と特別会計等のすべての会計を合わせた赤字が、どのくらい出ているかを見るもので、町全体としての赤字の程度を表します。令和元年度決算では、町全体の収支は赤字ではなかったことから、連結実質赤字比率は「なし」となっています。
3 実 質 公 債 費 比 率 【年間の借金返済額などの割合】	7.1%	25.0%	「実質公債費比率」は、その年の借金などの返済額が標準財政規模※に対してどの程度かを見るものです。この比率が高まると自由に使えるお金が少なくなり、住民サービスの低下を招くおそれがあります。令和元年度決算では、前年度と比べて0.4%減の7.1%となっています。
4 将 来 負 担 比 率 【将来負担すべき実質的な負債（借金）の割合】	—	350.0%	「将来負担比率」は、将来返済しなければならない借金などの残高が標準財政規模※に対してどの程度かを見るものです。この比率が高くなるほど将来財政を圧迫する可能性が高くなります。令和元年度決算では、借金の返済に充てることができる財源（貯金や国の財政措置など）が借金などの残高を上回っているため、将来負担比率は「なし」となっています。

※標準財政規模 … 標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額

資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計の経営状況の健全性を判断する指標で、経営健全化基準を超えると経営健全化計画を策定して経営の健全化を図る必要があります。

本町では、いずれの公営企業会計も資金不足はありません。

会計名	秩父別町の資金不足比率 (令和元年度決算)	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
簡易水道事業会計	—	20.0%